

2017年7月10日

意見陳述書

原告 石丸 キム子

1 はじめに

ウグイスやホトトギスのなき声、せせらぎの音、さわやかな風、緑の木々…ほたるの乱舞、目を瞑って想像してください。川原がどんな所かを…。

これはお金に変えることのできない大切なものです。そして地元住民だけのものでもありません。ほたる祭りに懐かしい料理・ニュー麺や山菜料理を求めて多くの人があることや夏になると町内外遠くは長崎市からも川遊びに子供たちが来ることがそのことを物語っています。川原はみんなの宝・財産なのです。

私がこの川原に嫁いで42年になります。その頃友人に「ここは山あり、川あり、海ありと自然いっぱいでもとても住みやすい所です」と手紙を書いた記憶があります。

2 解消されない疑問

この静かな日本の原風景と言われる川原に『石木ダム建設が持ち上がったのが1962年。55年・半世紀以上経っていますがダムはできていません。これこそが石木ダムが不要な証拠です。本当に石木ダムが必要ならもうとっくに完成しているはずです。

素朴な疑問があります。「何で、どうして？半世紀以上経っても建設されていないダムに人生を翻弄されなくてはならないのだろう」。「人口減、経済の右肩下がり、暮らし方の見直しと日本社会の状況が55年前とは激変している中、石木ダム建設が見直されないのはどうしてだろう。一般の会社でしたら見直され廃止になっているはず、税金で行われる公共事業、どうして立ち止まって見直されないのだろうか」と。

疑問を解消しようと石木ダム建設の目的である 利水・治水で説明を求めてきました。私達も素人ながら専門家や佐世保市民の方の協力を得て勉強し石木ダムは要らないと確信しました。しかし、長崎県はダム建設に異常なまでに固執しています。それは『石木ダム建設有りき』の検証ではっきりしました。形式ばかりの検証で全く納得がいきませんでしたし、疑問は解消されていません。そればかりか長崎県に対する猜疑心ばかりが残りました。

3 理不尽な長崎県の対応

私達は55年の間、長崎県にことごとく騙されてきました。

1972年長崎県知事と地元住民は「石木川の河川開発調査に関する覚書」で『地元の詳細なしではダムは造らない』と約束しています。

1982年当時の高田知事は『地元住民に連絡なしでは強制測量は行わない』と言いました。

2014年7月11日中村知事は川原公民館に来て私達と話をしました。双方の見解は平行線でしたが、中村知事は何度でも会うと約束しました。しかしその後一度も会ってもくれませんし説明もありません。

長崎県は『「説明」は何度もした。聞く耳がないではないか』と言います。彼らの言う「説明」は人の弱みに付け込んで飲ませ食わせの酒食接待をすることや、補償金の説明なのです。

根拠が十分に説明されていないのに、補償金の話など出来るはずがありません。

長崎県がダム事業を推し進める後ろ盾は2013年9月に告示された事業認定ですが、そこにも『地元住民の理解を得ること』とだだし書きが付いています。しかし、理解を得る努力は全くしていません。ある職員は『全員の理解を得よ』とは言っていない」と言う程です。

4 近時の工事の実情について

現在ダム本体工事と繋がる付け替え道路工事が行われていますが、現場は11台の監視カメラを設置すると共に、県職員の監視付きで、地域住民の抗議を受けながらの作業が行われています。異常な工事現場です。このような状況でしかできないということ自体、地元住民の理解なしに強硬に工事が行われていることを示しています。

最近では平成29年5月22日に、梅雨で水嵩が増えると予想される時季に、工事現場に大型重機を搬入するためという理由で、石木川の護岸を突然破壊しました。そして、県職員は、「河川管理者は長崎県であるので何の許可も地域住民への説明も要らない」と言い放ちました。適正な手続きを踏まず、周囲への影響も全く考慮せず工事が進められているのです。起業者である長崎県・佐世保市の能力が疑われます。

また、6月19日早朝3時頃、付け替え道路の現場事務所建設の為に大型トラックが通行しました。ここを通る県道は地元石木郷と採石組合の間で『公害防止協定』が締結され、大型トラック等は午後6時半から翌朝7時迄は通行できないことになっています。このような合意を指導し、採石業の許可や行政指導を行っている長崎県自体が、自ら指導して締結された協定を守らないのです。加えて県職員が県道を勝手に交通止めにし、川棚町や住民にも事前に説明をしないで用水路の管理用道路を封鎖しました。

現在、長崎県はなりふり構わず公の立場であるというプライドも脱ぎ捨てて『ダム建設という目的』のために突き進んでいます。ダム建設という目的のためなら手段は選ばない、何でもする権力者のおごりです。

5 工事よりも話し合いをすべき

現場担当の県職員は「出来る所からやる」と言います。しかし、やるべきことをやらずに強引に推し進めたその結果、現在のような混乱が起きているのです。まず長崎県は原点に戻り住民に納得のいく説明をすべきです。何千回、何万回でも説明をして悪いはずはありません。その努力をするのが長崎県の責任であり義務と考えます。それがこの問題を円満に解決する早道です。

「日本国憲法 32 条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない。」とあります。現在、事業認定を取り消すことを求める裁判が進行していますが、石木ダム建設のための工事が進んでいます。現実には裁判を受けている間に工事が進み既成事実が積み上げられているのです。これでは何のために裁判を受けているのか分かりません。工事を止めない限り、裁判を受ける権利が本当に保障されていることにはならないと思います。今すぐにでも工事を差し止めて話し合いをして頂きたいのです。

このままでは『行政代執行』へと繋がります。私達だって長崎県民なのです。長崎県に日本中いや世界中に悪名をとどろかす代執行という愚行をさせたくはありません。

司法の場で長崎県に『無駄な公共事業を見直す勇気』、『成熟した大人の日本・長崎県政』へと舵を切るチャンスを与えてください。

6 最後に

私達は多くの事を望んでいる訳ではありません。普通の生活をしたい。ダム建設に翻弄されない普通の生活をしたいのです。田畑を耕し、旅行や趣味を楽しんで静かな余生を送りたい。そして先祖が残してくれた住み慣れた川原に住み続け、この豊かな自然と培われた地域の文化を子や孫に受け継ぎたい、それだけです。

長崎県の工事の強行で、川原のみんなはとても苦しんでいます。工事を止めることだけが地域住民を救う唯一の方法なのです。生きる権利、人権を守ってください。健康で文化的な生活ができるよう一刻も早い工事差し止めに切望します。